第四十五条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第一項ただし書中「除く。）が」を「除く。）及び特定課税仕入れが」に改め、同項第一号中「合計額」の下に「及びその課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額」を加え、同項第三号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額

第四十八条の見出し及び第四十九条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第六十二条を次のように改める。

（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務）

第六十二条　国内において特定資産の譲渡等（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れを行う事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

第六十四条第三項及び第五項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

別表第一第七号ロ中「若しくは同条第三項第四号の二」を「を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二」に改める。

別表第三第一号の表港務局の項中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削る。

第五条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「期間（」の下に「課税資産の譲渡等（」を、「規定する課税資産の譲渡等」の下に「をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第十五条第二項第七号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）において同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項（納税義務者）に規定する特定課税仕入れをいう。同号において同じ。）を加える。

第十五条第二項第七号中「（消費税法第二条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等をいう。）」を「若しくは特定課税仕入れ」に、「充てん場」を「充塡場」に改める。

第二十三条第一項中「九年」を「十年」に改め、同条第二項各号中「とき。」を「とき」に改める。

第三十八条第三項第三号中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第四項中「保全差押」を「保全差押え」に改める。

第六十六条第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第七十条第二項中「九年」を「十年」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　次の各号に掲げる更正決定等は、第一項又は前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一　偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等

二　偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正（前二項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。）

三　所得税法第六十条の二第一項から第三項まで（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）又は第六十条の三第一項から第三項まで（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用がある場合（第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出及び税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出がある場合その他の政令で定める場合を除く。）の所得税（当該所得税に係る加算税を含む。第七十三条第三項（時効の中断及び停止）において「国外転出等特例の適用がある場合の所得税」という。）についての更正決定等

第七十一条第二項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に改める。

第七十三条第三項中「、又は」を「、若しくは」に改め、「受けた国税」の下に「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税」を加え、同項ただし書中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第四項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十四条の九第三項第二号中「（昭和二十六年法律第二百三十七号）」を削り、「の規定により」を「において」に改め、同条に次の一項を加える。

6　納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として財務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

第七十四条の十一第六項中「調査」の下に「（実地の調査に限る。）」を加える。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項各号」を「第四十一条の二十二第一項各号」に、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第四項中「第四十二条第二項第一号」を「第四十一条の二十二第二項第一号」に改める。

第三条の二第十三項及び第四条第一項から第六項までの規定中「第百四十二条の九」を「第百四十二条の十」に改める。

第七条第四項の表法人税法第百四十五条の項中「同条第二項第五号」を「第二項第五号」に改める。

第九条第一項中「第十条の二」の下に「、第十条の八第一項」を加える。

第十条の四の次に次の五条を加える。

（特定取引を行う者の届出書の提出等）

第十条の五　平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、その者（特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者が特定組合員である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員が締結している組合契約によつて成立する組合とする。以下第十条の七までにおいて「特定対象者」という。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

2　報告金融機関等は、平成二十八年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものにつき、政令で定めるところにより、平成三十年十二月三十一日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域（第六項、次条第一項及び第十条の七第一項において「住所等所在地国」という。）と認められる国又は地域を特定しなければならない。ただし、次項の規定による届出書の提出を受けた場合は、この限りでない。